

勤労ふじさわ

発行：藤沢市産業労働課 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所本庁舎8階 ☎0466-50-8222

URL:<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shushoku/sodan/kinro.html>

受講してみませんか？

就労支援セミナー・資格取得講座

藤沢市労働会館Fプレイスでは、働き方や就職活動に役立つ就労支援セミナーや、キャリアアップを目指す人を支援するための資格取得講座、無料のキャリアカウンセリングを実施しています。ぜひ、ご活用ください。

受講料は無料！！藤沢市に在住・在勤・在学中の方はどなたでも申し込みます。



例えばこんな講座があります

- ・アサーショントレーニング
 - ・メンタルヘルスセミナー
 - ・面接マナー対策セミナー
 - ・パソコン講座
 - 医療事務能力検定講座
 - FP3級講座
 - 簿記3級講座
 - ITパスポート講座 など
- ※●はE-ラーニング講座です

一緒に考える働き方相談室

仕事や職場、就活、転職の悩みはいろいろありますが、身近に相談できる人はなかなかいないかもしれません。一緒に考える「働き方相談室」では、国家資格を持ったキャリアコンサルタントが、一人ひとりの働き方について1対1できめ細かくサポートしていきます。

実施日：毎週水曜日、木曜日、金曜日、日曜日

時間：9時30分～17時30分（予約制）

50分/回

セミナーや相談の予約・問い合わせ

働き方相談室の予約や、セミナー等の応募方法や講座の詳細については、藤沢市労働会館Fプレイスのホームページをご確認ください。

申し込み：藤沢公民館・労働会館等複合施設（Fプレイス） 就労支援担当

電話：0466-26-7811

URL：<https://www.fujisawa-roudoukaikan.com/>



【目次】

- | | |
|------------------------------------|-----|
| ◇ 令和5年度就労支援セミナー・資格取得講座、働き方相談室 | P 1 |
| ◇ 時間外割増賃金率変更、雇用保険受給期間の特例申請 | P 2 |
| ◇ 中小企業融資制度 | P 3 |
| ◇ 新型コロナウイルス感染症に係る支援、選挙管理委員会からのお知らせ | P 4 |



中小企業の事業主の皆様へ

2023年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます



中小企業において、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が、現行の25%以上から50%以上に引き上げられます。法律の適用に伴い、**就業規則の変更**や**給与計算システムの更新**が必要となりますが、対応にあたり、**活用できる助成金**（働き方改革推進支援助成金など）もあります。

詳しくは、リーフレット（厚生労働省・中小企業庁）をご覧ください▶▶

📄 : <https://www.mhlw.go.jp/content/.000930914.pdf>



相談窓口

お近くの労働基準監督署（所在地一覧）▶▶

📄 : <https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



神奈川働き方改革推進支援センター▶▶

📄 : <https://hatarakikatataikaku.mhlw.go.jp/consultation/kanagawa/>



退職後に事業を開始等した方は

雇用保険受給期間の特例を申請できます



雇用保険の基本手当の受給期間は、原則、**退職日の翌日から1年以内**となっています。

2022年7月1日から、事業を開始等した方が事業を行っている期間等は、**最大3年間受給期間に算入しない特例**が**新設**されました。これにより、仮に事業を休廃業した場合でも、その後の再就職活動に当たって基本手当を受給することが可能になります。

対象要件

- ① 事業の実施期間が30日以上であること
- ② 「事業を開始した日」「事業に専念し始めた日」「事業の準備に専念し始めた日」のいずれかから起算して30日を経過する日が受給期間の末日以前であること
- ③ 当該事業について、就業手当または再就職手当の支給を受けていないこと
- ④ 当該事業により自立することができないと認められる事業ではないこと
- ⑤ 退職日の翌日以後に開始した事業であること

詳しくは、リーフレット（厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク）をご覧ください▶▶

📄 : <https://www.mhlw.go.jp/content/11607000/000954820.pdf>





令和5年度 藤沢市中小企業融資制度のご案内

藤沢市中小企業融資制度は、市内中小企業の振興と経営の安定を図るための制度です。

市内中小企業の方が、運転資金の用意や設備の導入等の際、ご活用いただけます。

融資を利用する際は、市による対象要件確認後に金融機関へ申込み、金融機関と神奈川県信用保証協会の審査を受けてから実行されます。

NEW 令和5年度は設備導入特別資金 (SDGs) が新設される予定です!! ぜひご検討ください!!



資金の種類	資金用途	貸付限度額	貸付利率 (固定金利)	貸付期間	返済方法	補助制度対象		
						信用保証料	利子	
中小企業 支援資金	一般	市内中小企業の経営に必要な事業資金	5,000万円	(1年超5年以内) 1.8%以内	元金均等 割賦返済	90% (上限20万円)	—	
	借換資金	保証協会の保証を得た資金を利用している市内中小企業の資金調達の円滑化等を図るための事業資金		(5年超10年以内) 2.1%以内		—	—	
	設備導入特別資金 (一般)	市内事業所での設備導入に必要な事業資金	(1年超10年以内) 1.5%以内	90% (上限20万円)		年0.5%以内 2年間 (上限20万円)		
	設備導入特別資金 (SDGs)	「ふじさわSDGs共創パートナー制度」もしくは「かながわSDGsパートナー」に登録している市内事業所での設備導入に必要な事業資金		90% (上限20万円)		年0.5%以内 3年間 (上限30万円)		
	短期	市内中小企業の経営に必要な事業資金で1年以内に一括返済することが可能なもの	—	(1年以内) 1.5%以内		1年以内	一括返済	—
景気対策 特別資金	一般	売上げが減少している方のための低利な事業資金	2,000万円	1.4%以内	1年超7年以内 (据置12か月以内)	90% (上限20万円)	年1.3%以内 1年間 ※売上減少要件あり	
	借換資金	藤沢市中小企業融資制度を利用している市内中小企業の資金調達の円滑化等を図るための事業資金				—	—	
小規模企業緊急資金		小規模企業者のための事業資金	500万円	1.8%以内	1年超5年以内 (据置4か月以内)	元金均等 割賦返済	90% (上限20万円)	年0.9%以内
創業支援 資金 「キョトンとする スタートアップ」	一般	開業前もしくは開業5年未満の方のための事業資金	1,000万円 ※運転資金は 500万円以内	1.8%以内	運転資金 1年超5年以内 (据置12か月以内) 設備資金 1年超7年以内 (据置12か月以内)	元金均等 割賦返済	100% (上限20万円)	年1.8%以内 2年間 (女性、若者/シニア 起業家は3年間)
	特定 (特定創業支援等 事業を受けた方)	特定創業支援等事業を受けた方のための事業資金		1.6%以内				

【令和5年度 藤沢市中小企業融資制度一覧】

利用資格要件

1. 中小企業信用保険法に定める中小企業者 (対象外業種あり) 又は協同組合等であること
2. 市内に主たる事業所を有し、市内において既に事業を営んでいること (創業支援資金は開業前の個人 (藤沢市に住民登録あり) も可)
3. 許認可等を要する事業の場合はその許認可等を受けていること
4. 市税の滞納がなく、必要な申告義務を怠っていないこと

取扱金融機関

※原則として、市内支店での取扱い (一部例外あり)

横浜銀行 スルガ銀行 静岡銀行 神奈川銀行 静岡中央銀行 みずほ銀行 きらぼし銀行
三菱UFJ銀行 かながわ信用金庫 横浜信用金庫 湘南信用金庫 城南信用金庫

※詳しくは・「令和5年度藤沢市中小企業金融のしおり」をご覧ください (4月から順次配布開始!)

配布先⇒ 公財団法人湘南産業振興財団/各取扱金融機関/産業労働課、各市民センター・公民館/等
藤沢市ホームページ (ホーム > 仕事・産業 > 商工業 > 融資 > 藤沢市中小企業融資制度)

受付窓口・問い合わせ

〒251-0052 藤沢市藤沢607番地の1 藤沢商工会館2階
公益財団法人湘南産業振興財団 融資担当

TEL 0466-21-3813 FAX 0466-24-4500

受付時間: 午前9時~午後4時30分 (正午~午後1時を除く、土日祝日・年末年始除く)



詳細はこちら



新型コロナウイルス感染症に係る支援のうち

令和5年3月31日に終了するものがあります

◆小学校休業等対応助成金

臨時休業などで小学校などに通う子どもの世話が必要となった従業員に有給休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた企業や、業務委託などにより個人で仕事をする方に対する助成金



☞ : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

◆新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

感染症拡大防止措置などの影響により休業を余儀なくされた労働者で、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった場合に支給



☞ : <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

◆緊急雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者に対し一時的に休業等を実施した場合、この休業等に係る手当ての一部を国の助成金の支給決定を受けたものに上乗せして助成するものです。



☞ : <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001030562.pdf>

◆新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。



☞ : <https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000925708.pdf>

◆両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））

新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成します。



☞ : <https://www.mhlw.go.jp/content/000527589.pdf>

藤沢市選挙管理委員会からのお知らせ

4月9日（日） は 神奈川県知事・県議会議員選挙、

4月23日（日） は 藤沢市議会議員選挙の投票日です！

皆様の声を政治に届けるため、忘れずに投票しましょう！

投票日に仕事があるなどにより投票できない方は、期日前投票所で投票日前に投票することができます。

選挙・投票に関するお問い合わせ ▶▶ 藤沢市選挙管理委員会事務局

☎ : 0466-25-1111 内線 : 5511



藤沢市選挙啓発マスコット

ひょう太